

放射線防護の考え方（案）について

資料6-2

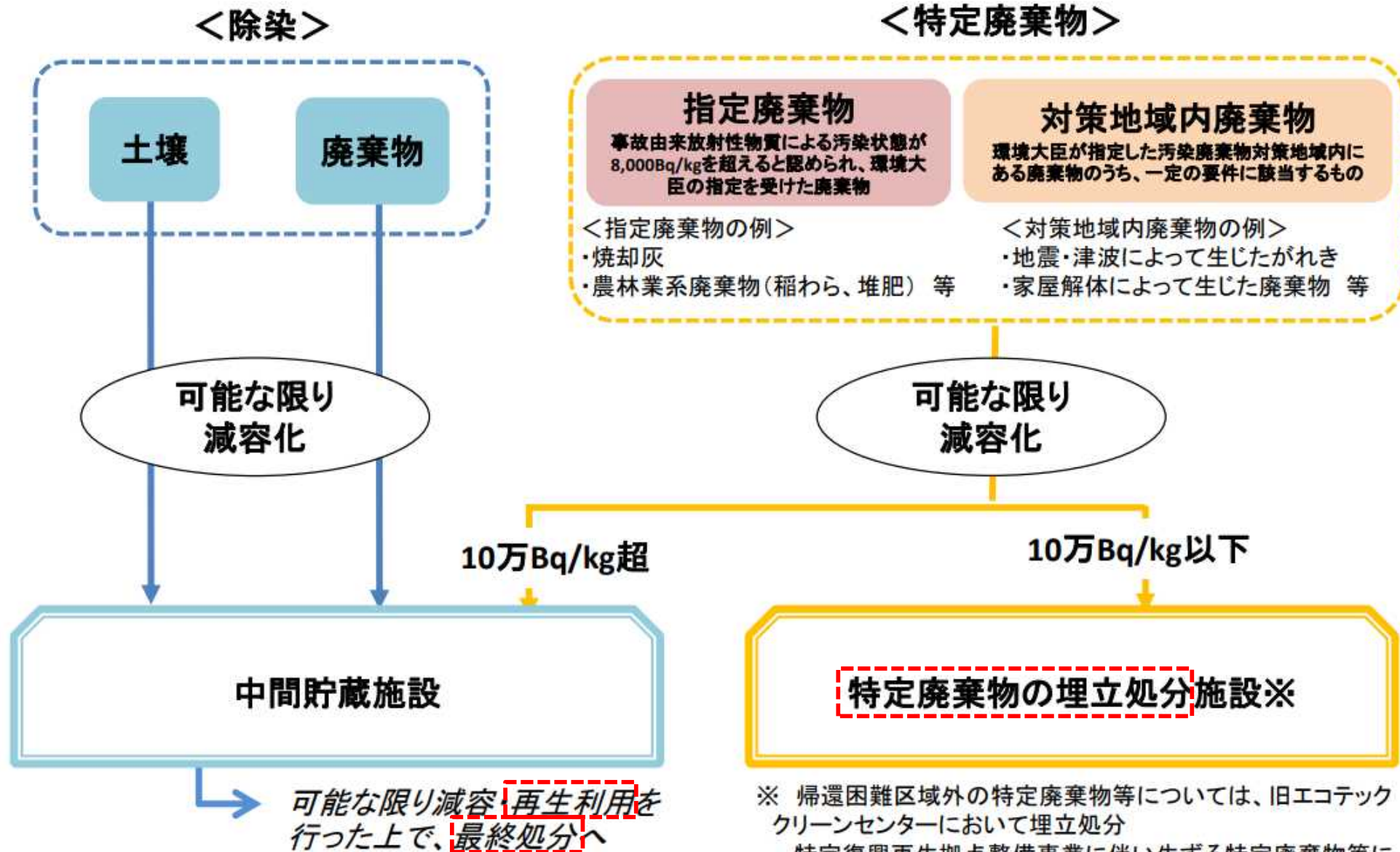
	除去土壌等の最終処分(案) 【今後検討】	特定廃棄物の最終処分※1 【埋立処分基準策定済】	適切な管理の下での除去土壌の再生利用※2 【実証事業を実施中】
一般公衆の追加被ばく (施工中、管理中)	1 mSv/年を超えないようにする。	1 mSv/年を超えないようにする。	1 mSv/年を超えないようにする。
作業者の追加被ばく (施工中)	電離則等を適用する。ただし、電離則等の適用外となる放射能濃度の除去土壌を扱う場合は、この限りではない。	電離則等を適用する。ただし、電離則等の適用外となる放射能濃度の特定廃棄物を扱う場合は、この限りではない。	(電離則等の対象となる場合は、当該規則を適用する。)
	(可能な限り、1 mSv/年を超えないようにすることが望ましい。)	(可能な限り、1 mSv/年を超えないようにすることが望ましい。)	1 mSv/年を超えないようにする。
濃度レベル	濃度レベルに応じた処分方法を適用する。	濃度レベルに応じた処分方法を適用。	用途ごとに、下記の濃度レベルのうち低い方を用いる。 ・追加被ばく線量が1mSv/年を超えないよう、用途ごとの被ばく評価計算から誘導された濃度 ・万一の場合も速やかに補修等の作業を実施できるよう、確実に電離則等の適用対象外となる濃度として、特措法の既存の規制体系を考慮した濃度(8,000Bq/kg)
施設の設計による追加被ばく線量のさらなる低減 (管理中)	ALARA(合理的に達成可能な限り被ばく線量を減らす)の考え方を踏まえ、覆土等の追加被ばく線量低減の措置を検討する。	覆土や外周仕切設備等の措置を講じる。	破損時等を除く供用時における一般公衆の追加的な被ばく線量が、放射線による障害防止のための措置を必要としないレベル(0.01 mSv/年)になるように適切な遮へい等の措置を講じる。 ただし、ステークホルダーとのコミュニケーションを踏まえて、最適化を図る場合はこの限りではない。
事故時等の被ばく	5mSv/eventを超えない(一般公衆)	5mSv/eventを超えない(一般公衆)	安全評価の結果、1mSv/年以下(災害時)

※1 特定廃棄物の最終処分については、指定廃棄物の指定基準等を放射線審議会に諮問した際の考え方を整理。なお、災害時等の扱いについては、特定廃棄物埋立処分施設等での安全評価時の考え方を参照した。

※2 「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」(平成30年6月、環境省)、実証事業の実施状況を踏まえて整理。

※※ 管理期間終了以後については、一般公衆の追加被ばく線量が0.01mSv/年以下とすることとするか(P)。

(参考)除去土壌及び特定廃棄物等の処理フロー(福島県内)



注)特定廃棄物以外の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。
(一定の範囲については放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基準も適用。)

※ 帰還困難区域外の特定廃棄物等については、旧エコテッククリーンセンターにおいて埋立処分
特定復興再生拠点整備事業に伴い生ずる特定廃棄物等については、クリーンセンターふたばにおいて埋立処分を予定